

石狩浜の環境保全について ～「親船地区西側～三線浜」の保全について～

1. 経 緯

市では、これまで自主的に車乗り入れ防止柵を設置していた「弁天・親船地区」については、平成 25 年 7 月に、新たに海浜植物等保護地区に指定。併せて、石狩市海浜植物等保護条例の一部を改正し、現状の生態系を保護する「生態系保護地区」と自然とのふれあいを通じて保護する「自然ふれあい地区」に分け、良好な海岸の自然環境の保全を図っている。

2. 保護地区未指定区域の保全スタンス

弁天・親船地区の指定後の親船地区西側三線浜までの約 2.6 キロメートルは、弁天・親船地区の保護地区指定の効果を検証し、効果が見られるようであれば、段階的に保護地区を拡大することで、海岸管理者と合意しており、市の監視対策、予算等を勘案し取り組んでいく。

3. 効果の検証（弁天・親船地区）

保護地区指定前は、レジャー利用者によるバギー車やモトクロスバイク等などの車両走行が横行し、海浜植生の破壊が進行。このことから、平成 4 年より、鋼管杭による車両防止柵やロープを設置し、植生地への車両乗り入れを制限してきた結果、車両走行もほとんどなくなり、植生も回復。

保護地区指定後、数件の車両侵入、柵の損壊等が見られたが、平成 27 年は車両の侵入は 0 件であり、保護地区指定の効果が認められる。

4. 市民団体との協働

いしかり海辺ファンクラブとの協働事業により、親船地区西側の約 1.2km の区間で「海辺パトロールウォーク」を実施し、車両の乗り入れ状況の確認や柵の補修等を行っている。

未指定地区は、保護地区に比べ、車両の乗り入れや柵の損壊が多く、無秩序な利用により植生への影響が危惧されている。

なお、三線浜において、海岸利用の心得を記したパンフレットを配布し、利用者マナーの普及啓発活動を実施しているところ。

5. 今後の方向性

保護地区での検証結果や普及啓発活動により一定の効果が認められることから、保護地区拡大に向けた下地は整ったものとする。

よって、今後は、親船地区の西側の植生を保護するため、保護地区の拡大に向け、海岸管理者と協議を行う予定。

6. 保全の方法

- ・現在の単管とロープ（一部ワイヤー）による柵を継承し、未設置箇所の取扱は海岸管理者と協議。
- ・保護地区を示す看板を設置。
- ・監視員による監視。

7. 対象範囲

保護地区の拡大は、海辺パトロールウォークを実施した、約 1.2km を想定（下図のとおり）。

